

令和8年度（教総物）第10号多賀町教育委員会複合機賃貸借業務
仕様書①

1	リース物件名	カラーデジタル複合機（コピー、プリンタ、スキャナ、FAX機能搭載モデル）	
2	基準品	SHARP BP61C26（同等品可）※同等品申請は、質疑にて受付・回答します。	
3	型式等	コピー機能、プリンタ機能、スキャン機能、FAX機能	
4	数量	2台	
5	基本性能	複写速度	A4サイズ（ヨコ）でモノクロ26枚/分以上とする
		複写サイズ	官製はがき から A3サイズ
		給紙方式	カセット給紙4段および手差しトレイ
		複写倍率	25% から 400%でズーム機能搭載のこと
		自動原稿送り機能	要す
		両面複写機能	要す（片面を両面、両面を両面）
		読み込み解像度	600dpi×600dpi
		書き込み解像度	600dpi×600dpi
		ウォームアップ時間	30秒以内
		ソート機能	要す
		2色コピー機能	不要
		備考	4 in1, 2in1機能があること
6	FAX機能	排紙仕分け	FAX出力用紙とコピー出力用紙を分けられること
		短縮ダイヤル	要す
		送信機能	送信時に直接送信が可能であること
7	スキャナ機能	スキャン速度	モノクロ/カラー片面80枚/分（A4ヨコ・300dpi）以上であること
8	操作性・その他	操作機能	カラータッチパネルを有していること
		環境配慮	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に適合していること
		インターフェース	イーサネット（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T）に対応していること
9	想定使用枚数	モノクロ100枚/月（ただし、想定であり左記枚数は上下限を保障するものではない）	
10	機械占有寸法	幅1,003×奥行653（mm）以内	
11	設置場所	多賀町立大滝たきのみやこども園（多賀町大字富之尾1586番地5）、多賀町放課後児童クラブ（多賀町大字多賀722番地59）	
12	その他の事項	①本業務で調達する機器は新品・未使用品であること。 ②見積にあたっては、契約前に配線・設置位置等を十分に確認すること。契約後、設置に関し不備があった場合は賃貸人の負担とする。 ③納期に関し、商品の流通状況が不透明な社会情勢を加味し、やむを得ない事情がある場合に限り、発注者と受注者の間で協議することとする。 ④複合機の設定は、FAX接続、ネットワーク接続、スキャナ機能設定、プリンタ機能設定および端末へのプリンタドライバインストール等とする。（設定必要PCは5台程度） ⑤機器導入当初に操作方法等の説明を行うこと。 ⑥納入時に、既存の複合機を撤去・処分すること。	
13	納期限	令和8年9月30日まで	
14	リース期間	令和8年10月1日 から 令和13年9月30日まで	
15	契約方法	①長期継続契約（地方自治法第234条の3）によるリース契約とする。 ②受注者が賃貸借を行うことができない場合については第三者としてリース会社を含めた三者契約を締結することが出来る。	
16	保守契約	①機器が常に正常な状態で稼働できるように、年1回以上のメンテナンスを行うものとする。	
		②保守料（修理作業費、部品代を含む）は、リース料に含まない。	
		③緊急故障における対応は当日とするが、やむを得ない場合は翌日を原則とする。	
		④前記の対応時間は平日の9時00分から17時00分までとする。	
		⑤復旧に長時間を要すると判断した場合、または故障等が多発し業務に支障をきたす場合は、担当職員と協議の上、代替機を設置し、それに係る費用については賃貸人の負担とする。	
		⑥用紙以外の消耗部品（インク・トナー等）については供給および交換を行うこと。	
		⑦上記の保守契約については、賃貸人及び賃借人が契約事項に従って適切に管理された場合に適用し、当該機器又は管理に瑕疵があるときは、その費用は原因者が負担する。	
17	リース物件等の設置費用等	賃貸借物件の搬入、設置（配線等も含む）に要する一切の費用を賃貸借料に含む。	
18	動産保険	この契約が存続する期間中、賃貸人を契約者とする動産保険契約を損害保険会社と締結すること。	
19	支払方法	【リース料】 12箇月毎に12箇月分を前払いする。 ただし、初年度は、令和8年10月から令和9年3月までの6箇月分を納入日以降の請求があった日から1箇月以内に支払うものとする。 以降は、各年度の請求があった日から1箇月以内に12箇月分を支払うものとする。最終年度は、令和13年4月から9月までの6箇月分を最終年度の請求があった日から1箇月以内に支払うものとする。 【保守料金・カウンター料金】 毎月または3箇月毎に請求があった日から1箇月以内に支払うものとする。	
20	完成図書等	本業務で調達した機器の納入および動作確認における作業完了報告書を提出すること。	
21	入札書に記すべき金額	複合機3台に係るリース料60箇月分、保守料金60箇月分および既存複合機2台の処分費の総額（消費税を含まない）とする。	

令和8年度（教総物）第10号多賀町教育委員会複合機賃貸借業務
仕様書②

1	リース物件名	カラーデジタル複合機（コピー、プリンタ、スキャナ、FAX機能搭載モデル）	
2	基準品	SHARP BP71C45（同等品可）※同等品申請は、質疑にて受付・回答します。	
3	型式等	コピー機能、プリンタ機能、スキャン機能、FAX機能	
4	数量	1台	
5	基本性能	複写速度	A4サイズ（ヨコ）でモノクロ45枚/分以上とする
		複写サイズ	官製はがき から A3サイズ
		給紙方式	カセット給紙4段および手差しトレイ
		複写倍率	25% から 400%でズーム機能搭載のこと
		自動原稿送り機能	要す
		両面複写機能	要す（片面を両面、両面を両面）
		読み込み解像度	600dpi×600dpi
		書き込み解像度	600dpi×600dpi
		ウォームアップ時間	30秒以内
		ソート機能	要す
		2色コピー機能	不要
		備考	4 in1, 2in1機能があること
6	FAX機能	排紙仕分け	FAX出力用紙とコピー出力用紙を分けられること
		短縮ダイヤル	要す
		送信機能	送信時に直接送信が可能であること
7	スキャナ機能	スキャン速度	モノクロ/カラー片面150枚/分（A4ヨコ・300dpi）以上であること
8	操作性・その他	操作機能	カラータッチパネルを有していること
		環境配慮	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に適合していること
		インターフェース	イーサネット（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T）に対応していること
9	想定使用枚数	モノクロ3,000枚/月（ただし、想定であり左記枚数は上下限を保障するものではない）	
10	機械占有寸法	幅1,003×奥行653（mm）以内	
11	設置場所	多賀町役場1階 多賀町教育委員会事務局（多賀町大字多賀324番地）	
12	その他の事項	①本業務で調達する機器は新品・未使用品であること。 ②見積にあたっては、契約前に配線・設置位置等を十分に確認すること。契約後、設置に関し不備があった場合は賃貸人の負担とする。 ③納期に関し、商品の流通状況が不透明な社会情勢を加味し、やむを得ない事情がある場合に限り、発注者と受注者の間で協議することとする。 ④複合機の設定は、FAX接続、ネットワーク接続、スキャナ機能設定、プリンタ機能設定および端末へのプリンタドライバインストール等とする。（設定必要PCは15台程度） ⑤機器導入当初に操作方法等の説明を行うこと。 ⑥納入時に、既存の複合機を撤去・処分すること。	
13	納期限	令和8年9月30日まで	
14	リース期間	令和8年10月1日 から 令和13年9月30日まで	
15	契約方法	①長期継続契約（地方自治法第234条の3）によるリース契約とする。 ②受注者が賃貸借を行うことができない場合については第三者としてリース会社を含めた三者契約を締結することが出来る。	
16	保守契約	①機器が常に正常な状態で稼働できるように、年1回以上のメンテナンスを行うものとする。	
		②保守料（修理作業費、部品代を含む）は、リース料に含まない。	
		③緊急故障における対応は当日とするが、やむを得ない場合は翌日を原則とする。	
		④前記の対応時間は平日の9時00分から17時00分までとする。	
		⑤復旧に長時間を要すると判断した場合、または故障等が多発し業務に支障をきたす場合は、担当職員と協議の上、代替機を設置し、それに係る費用については賃貸人の負担とする。	
		⑥用紙以外の消耗部品（インク・トナー等）については供給および交換を行うこと。	
		⑦上記の保守契約については、賃貸人及び賃借人が契約事項に従って適切に管理された場合に適用し、当該機器又は管理に瑕疵があるときは、その費用は原因者が負担する。	
17	リース物件等の設置費用等	賃貸借物件の搬入、設置（配線等も含む）に要する一切の費用を賃貸借料に含む。	
18	動産保険	この契約が存続する期間中、賃貸人を契約者とする動産保険契約を損害保険会社と締結すること。	
19	支払方法	【リース料】 12箇月毎に12箇月分を前払いする。 ただし、初年度は、令和8年10月から令和9年3月までの6箇月分を納入日以降の請求があった日から1箇月以内に支払うものとする。 以降は、各年度の請求があった日から1箇月以内に12箇月分を支払うものとする。最終年度は、令和13年4月から9月までの6箇月分を最終年度の請求があった日から1箇月以内に支払うものとする。 【保守料金・カウンター料金】 毎月または3箇月毎に請求があった日から1箇月以内に支払うものとする。	
20	完成図書等	本業務で調達した機器の納入および動作確認における作業完了報告書を提出すること。	
21	入札書に記すべき金額	複合機3台に係るリース料60箇月分、保守料金60箇月分および既存複合機2台の処分費の総額（消費税を含まない）とする。	